

## 【第1回戸田市国民健康保険運営協議会開催報告について】

【開催日】令和2年7月13日（月）

※全委員の意見が集約した日を以って開催日とする。

【開催方法】書面表決による開催

【出席委員】15名（回答書により返信）

【公開方法】戸田市ホームページにて報告内容を議事録として公開

【報告及び議事案件】

【報告案件】

戸田市国民健康保険運営協議会委員の改選について

【議事案件】

- (1) 「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」報告について
- (2) 「国民健康保険条例の一部を改正する条例」について  
※新型コロナウイルス感染症対策である傷病手当金の交付を開始するための条例改正です。
- (3) 「令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について  
※（2）同様、傷病手当金を交付するための補正予算です。
- (4) 新型コロナウイルス感染症関連について
- (5) 事務局からの連絡事項について

令和2年7月13日付、文書による議事案件の審議結果について、下記のとおりご報告申し上げます。

(1) 「国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分」の報告について

**【意見】** ご意見はございませんでした。

(2) 「国民健康保険条例の一部を改正する条例」について

**【意見】 有**

国民健康保険加入者には、個人事業主も含まれるが、今回の傷病手当金の対象者が、給与等の支払いを受けている被保険者に限定された理由について説明を求める。

**【回答】**

本条例の趣旨は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合に、休みやすい環境を整備することが重要であるという考えに基づくものです。一方、個人事業主等は、国からその他の経済対策が示されていることから、そちらの給付を申請し受けることが可能であるため、被保険者に限定しております。

(3) 「令和2年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について

**【意見】** ご意見はございませんでした。

(4) 「新型コロナウイルス感染症関連」について

**【意見】 有**

資料②減免措置(1)でいう収入は、今年の年収を概算するということか？それともある月を見て判断するのか？基準が理解しにくい。

**【回答】**

国のQ&Aによると事業収入等の減少については、被保険者に対する迅速な支援の観点から、見込みで判断して差し支えないとされております。したがって、年収見込みの確認方法は、申請時点までの一定期間の帳簿等を提出し、年間を通じた収入の見通しを立てたうえで、一定の合理性を担保しながら判断してまいります。

(4)「新型コロナウイルス感染症関連」について

**【意見】 有**

特定健診の延期について、令和2年9月～令和3年2月とあるが、秋頃より新型コロナウイルス等の感染症が増加傾向にあると考えられる。特定健診の前倒しは準備期間の都合上難しいのか。

**【回答】**

特定健診の延期につきましては、緊急事態宣言の発出を受けて、国からの休止要請があったことから、延期を決定しております。再開時期につきましては、市内の学校や他健診実施とのバランス、戸田市の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、医師会との調整を行ったうえで決定いたしました。

なお、感染症の状況次第では9月以降も休止の判断をする可能性がございます。

(5-1)「事務局からの連絡事項」について

**【意見】** ご意見はございませんでした。

(5-2)「事務局からの連絡事項」について

**【意見】** ご意見はございませんでした。

「その他のご意見」について

**【意見】**

- ① 保健事業について、協議会でも議事案件として取り上げてはどうか。
- ② 新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、当面は書面開催による開催が望ましいのではないか。(ご意見多数)

**【回答】**

- ① 保健事業は、被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化に資するため、基本的にはデータヘルス計画に基づいて進めております。今後は、本協議会においても、進捗状況等報告の機会を設け、皆様のご意見を伺ってまいります。
- ② 第2回目の運営協議会についても、ご意見等を踏まえ書面開催とさせていただきます。なお、書類は、7月下旬にお送りする予定です。  
第3回目以降につきましては、感染状況を踏まえ検討してまいります。